㊳　経営上の重要な契約等
　第二号様式記載上の注意㉝に準じて記載すること。
㊴　研究開発活動
　第二号様式記載上の注意㉞に準じて記載すること。
［削る。］

㊵　設備の状況
　第二号様式記載上の注意㉟から㊲までに準じて記載すること。
㊶　株式の総数等
［ａ～ｅ　略］
ｆ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、ａにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。
㊷　発行済株式総数及び資本金の推移
ａ　最近５年間（この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
　なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
［ｂ・ｃ　略］
㊸　所有者別状況
　最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（１年を１事業年度とする会社にあっては、６箇月を１事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。
　議決権のある記名株式について複数の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。
㊹　大株主の状況
ａ　最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。
　また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
　なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。
ｂ　［略］

㊴　経営上の重要な契約等
　第二号様式記載上の注意㉞に準じて記載すること。
㊵　研究開発活動
　第二号様式記載上の注意㉟に準じて記載すること。
㊶　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第二号様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。
㊷　設備の状況
　第二号様式記載上の注意㊲から㊴までに準じて記載すること。
㊸　株式の総数等
［ａ～ｅ　同左］
ｆ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「３　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、ａにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。
㊹　発行済株式総数及び資本金の推移
ａ　最近５年間における（最近５年間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合にはその直近の）発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
　なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
［ｂ・ｃ　同左］
㊺　所有者別状況
　最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（１年を１事業年度とする会社にあっては、６箇月を１事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。
　議決権のある記名株式について複数の種類の株式を発行している場合、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。
㊻　大株主の状況
ａ　最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。ただし、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
　なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。
ｂ　［同左］